

町田市行政不服審査会
2018年度第17号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2022年3月23日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2019年3月13日付け18町総法第141号(2018年度第17号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という。)が2018年11月27日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った個人情報訂正請求に対して、処分庁が2018年12月17日付け18町政聴第48号をもって行った個人情報非訂正決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が2018年12月17日付け18町政聴第48号をもって行った個人情報非訂正決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第22条第1項の規定により、2018年11月27日付け「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し「共催の件について(2018年11月22日付け18町政聴第44号)」を対象文書とし、「すでに争いになっている案件なので関わることはできません。弁護士に相談してはどうですか。」を「訴訟については相談していない。宅建協会が相談を受けた

ので宅建協会に連絡をなさいとのアドバイス主張であった共催でもあ
るので市が責任をもって対応解決する。」に訂正を求めた。

2 処分庁は、請求内容に係る記載は、請求者の相談に対する行政書士の
助言の概要であるが、当該助言の内容に関する市の記録に誤りがあると
確認しうる他の客観的記録が存在しないことを理由として非訂正とする
決定をし、2018年12月17日付け18町政聴第48号「個人情報
非開示等決定通知書」により審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、
上記処分を不服として2018年12月20日に「審査請求書」により
審査請求を行った。

4 処分庁は、2019年1月24日付け18町政聴第55号「弁明書」
により弁明した。

5 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2019年3月
13日付け18町総法第141号「審査請求について（諮問）」により、
本件審査請求について当審査会に諮問した。

6 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2021年11月12日 審議

2021年12月10日 処分庁への事情聴取

2022年1月7日 審議

2022年2月4日 審議

2022年3月8日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において、2018年11月22日付け18
町政聴第44号は行政書士に聞いただけの客観性に欠けた記録であると
の主張をした。

2 処分庁は、弁明書において、本件対象文書のうち、審査請求人が訂正を
求めた部分は、審査請求人の相談に対する行政書士の助言の概要である。
一般的に、事実誤り又は不正確な内容があるか否かを判断するためには、
正しい事実の内容を証する他の客観的記録が必要であるが、本件において
は、発言内容の録音データその他の客観的記録は存在しないとし、以上の
ことから、非訂正決定は妥当であるとの主張をした。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

(1) 本件対象文書の概要

本件文書は、町田市と東京都行政書士会町田支部との共催によって2018（平成30）年10月22日に忠生市民センター1階第1会議室を会場として実施された出張無料相談会において、審査請求人がその個人の生活において生じた問題に関して行った相談を担当した行政書士のアドバイスが適切でなかったとして、同年11月9日に審査請求人が町田市ホームページにおけるメールフォームを利用して実施機関（担当部署：政策経営部広聴課）に対して行った問い合わせに回答するために作成された文書である。

(2) 訂正請求の内容と実施機関の判断について

実施機関は、本件対象文書における回答本文中の「すでに争いになっている案件なので関わることはできません。弁護士に相談してはどうですか。」との記載を、「訴訟については相談していない。宅建協会が相談を受けたので宅建協会に連絡しなさいとのアドバイス主張であった共催でもあるので市が責任を持って対応解決する。」に訂正することの請求（本件訂正請求）を、当該記載が審査請求人の相談に対する担当行政書士の助言の概要であり、当該助言の内容に関する市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないことを理由として、本件訂正請求を拒否しているため、この適否について判断する。

2 実施機関の判断の当否について

(1) 判断基準について

本件条例は、「市民は、自己に関する保有個人情報について事実と誤り又は不正確な内容があると認めるときは、実施機関に対し、保有する個人情報の訂正を請求することができる。」（本件条例第22条第1項）と定める。

ここにいう「事実と誤り」とは実施機関の管理する保有個人情報が事実と照らして誤っていることをいい、誤った事実の認識に基づいた不正確な評価が記載されている場合を除き、保有個人情報の本人に関する他者の評価・意見等の価値判断を含む記録については、それが本人の価値判断と異なるものは、「事実と誤り」があるとは認められない。また、「不正確な内容」とは、必ずしも誤りであるとまではいえないが、事実について誤解を与えるなど事

実の記載として不十分なものであることをいう。

(2) 本件訂正請求の部分について

本件訂正請求の対象となっている記載部分に関して、当日の相談を担当した行政書士が、相談者の氏名・住所等、相談内容、対応の経過と結果等を記載して作成した相談票を当審査会において調査したところ、「対応の経過と結果」の記載欄には、「争いになっている案件なので、回答はできず後日連絡とした」と記載されており、本件訂正請求の対象となっている記載部分（前記1(2)）と完全に同一の記載がなされているわけではないが、その一部と同趣旨の記載がなされていることが認められた。そこで、当審査会において、当該調査票に「回答はできず後日連絡とした」と記載されている点についてさらに調査したところ、当該相談を担当した行政書士が、弁護士や法テラスに行くことを勧める発言をしたこと、また、審査請求人への連絡は当該相談日の翌日に電話で行ったことが確認された。

したがって、本件訂正請求の対象となっている記載部分は、当該相談会における相談当日に作成された相談票の「対応の経過と結果」欄における記載、そのときの担当行政書士の発言及び当該行政書士のその後の対応の事実に基づき記載がなされていると認められ、その記載に事実には誤り又は不正確な内容があるとは認めることができない。

よって、本件訂正請求に対する実施機関の処分は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、実施機関の判断は妥当である。